ご存じですか
国民年金保険料の全額免除・一部納付・納付猶予制度

問　市民課　内線223

国民年金には、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料の全額免除・一部納付・納付猶予の制度があります。

全額免除または一部納付とは、国民年金に加入している人の世帯の所得状況により、月額保険料14, 410円が下表の区分のとおり軽減されることをいいます。

また、納付猶予とは「若年者納付猶予制度」をいい、30歳未満の人が対象です。本人と配偶者の所得が一定以下の場合、納付が猶予されますが、老齢基礎年金を受けるときの年金額には反映されません。

区　分	納付すべき保険料	老齢基礎年金を受けるとき
①全額免除	0円	年金額に１／３が反映
②１／４納付	3, 600円	年金額に１／２が反映
③半額納付	7, 210円	年金額に２／３が反映
④３／４納付	10, 810円	年金額に５／６が反映

※②～④の納付制度は、納付すべき保険料が未納になった場合は、一部免除が無効になります
※全額免除・一部納付・納付猶予を受けた場合、本人の申し出により、10年以内に追納することができます。追納をしないと、将来金額が減額されます。ただし、３年度目以降に追納する場合は、経過した期間に応じて当時の保険料に一定の金額が加算されます

■必要書類
・年金手帳　・印鑑（認め印）　・失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど
※詳細については、市民課国民年金係または美濃加茂社会保険事務所（25・8181）へ

長良川鉄道企画列車

要予約

長良川鉄道では、奥美濃の旅を、家族やグループなどでゆっくり楽しんでいただけるように特別列車を運行します。皆さん、多数ご参加ください。

納涼お座敷ビール列車！
◇と　き　７月26日（土）、８月２日（土）
◇運転時刻　行き　美濃太田発 18：14 → 富加発 18：23 → 郡上八幡着 19：28
　　帰り　郡上八幡発 20：04 → 富加着 21：10 → 美濃太田着 21：22
◇定　員　各日35人
◇料　金　一人　4, 500円（カラオケ・缶ビール・弁当付き）

郡上踊りの旅「駅前踊り号」
◇と　き　８月８日（金）
◇運転時刻　行き　美濃太田発 18：10 → 富加発 18：23 → 郡上八幡着 19：28
　　帰り　郡上八幡発 22：30 → 富加着 23：30 → 美濃太田着 23：43
◇定　員　40人
◇料　金　一人　2, 000円
◇申込み　いずれの列車も、電話（0575・23・3921）で長良川鉄道（株）へ

問　地域振興課　内線249

７月は青少年の非行問題に取り組む全国強調月間です

学校が夏休みに入る７月は、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定められています。青少年の非行防止と保護の徹底に努めましょう。

７月中は、防犯パトロール車での市内巡回も強化して、『愛の一声かけ運動』を実践し、強調月間を啓発していきます。

問　社会教育課　内線358

生の演奏を無料で楽しもう♪
ドリームコンサート
歌とヴァイオリンとピアノが奏でる癒しの時間
◇と　き　７月11日（金）　午後７時～
◇ところ　文化会館
◇出　演　『フローアンサンブル』
　本田美香（ソプラノ）　小野隆司（ピアノ）
　横田真規子（ヴァイオリン）
◇入場料　無　料

問　文化会館　25・1108

心に留まる作品に出会えるかも！
美濃加茂アートギャラリー
どなたでも気軽に立ち寄れる展示場
◇ところ　シティプラザ（シティホテル２階）
入場無料
７月の作品　版画部門

問　文化会館　25・1108

退職などによる所得変動に伴う市・県民税の還付について

昨年の税源移譲により、市・県民税（住民税）が増額され所得税が減額されました。具体的には、平成19年度住民税（平成18年中の所得に対して課税）から税率が上がり、住民税の課税額が増えていますが、この増額分については平成19年所得税（平成19年中の所得に対して課税）の税率を下げることで調整しています。

しかし、退職などによって平成19年中の所得が大幅に減少して所得税がかからなかった人については、平成19年所得税での調整ができず、住民税の増額の影響だけを受けることになってしまいます。このような場合については、減額申告書の提出により、平成19年度住民税を税源移譲前の税率で再計算し、既に納付済の平成19年度住民税との差額を還付します。

●申告書の提出について

問　税務課　内線214

この減額措置を受けるには、「平成19年度分市・県民税減額申告書」の提出が必要です。
※申告書の用紙は、税務課に用意してあるほか、市ホームページでもダウンロードできます
　申告期間　７月１日（火）～31日（木）
　申 告 先　平成19年１月１日時点でお住まいの市区町村
注意　この措置は、平成19年に所得が減少して所得税がかからなくなった場合に適用されます。住宅ローン控除などの税額控除により所得税が課税されなかった人については適用されません。